

MEDi Plaza 書籍出展規定

第1条 (名称と定義)

- (1) MEDiPlaza(メディプラザ 商標登録第4677696号)とは、メディキャスト株式会社ならびにメディキャスト株式会社が運営するフランチャイズシステムの加盟会社が主催・運営する病医院情報システムの総合展示場であり、以下 MEDiPlaza といいます。
- (2) この規定で言う「主催者」とは、メディキャスト株式会社ならびにメディキャスト株式会社が運営するフランチャイズシステムの加盟会社を指します。
- (3) この規定で言う「出展者」とは、所定の手続きを経て、主催者から MEDiPlaza における出展物の出展を認められた企業を指します。

第2条 (出展者)

MEDiPlaza の書籍展示スペースにおける出展者の資格を以下のように定めます。

- (1) 医療並びにヘルスケア分野に関する書籍・雑誌等を出版している出版社等。
- (2) 上記に準ずる企業で、主催者が展示を認めたもの。

第3条 (出展物)

MEDiPlaza の書籍展示スペースにおける出展物の種類を以下のように定めます。

- (1) 医療関係書籍
病医院情報システム関連書籍、医業経営関連書籍、その他医療全般に関する書籍
- (2) その他医師を対象とした書籍

第4条 (出展の取消)

前条に定められた出展物であっても、公序良俗または MEDiPlaza 運営上、不相当と主催者が判断した場合、いつでも、出展の拒否、取消及び中止を求めることがあります。その場合、それまでに出展者が要した費用並びにそれ以降に発生する費用その他の賠償を主催者に請求することはできません。

第5条 (展示スペース)

出展物を展示するスペース(棚)の割り当てについて以下のように定めます。

- (1) 展示棚の割り当てについては、出展申込締切後、出展者数・出展内容・総スペース等を勘案して、主催者にて調整決定し、各出展者に通知します。
- (2) 出展者は、割り当てられた棚の範囲内で、出展物を展示することができます。
- (3) 出展者は、割り当てられた棚の全部あるいは一部を有償無償に関わらず、第三者または出展者相互間で売買、譲渡、貸与、もしくは交換することはできません。

第6条 (出展物の管理)

出展物の管理について以下のように定めます。

- (1) 出展物の数量管理等の在庫管理は出展者が行ってください。
- (2) 書籍の盗難、劣化等には主催者が十分な注意を払いますが、やむを得ず紛失並びに汚れ等により書籍の閲覧が困難となった場合、主催者の要望に応じて、書籍の交換・補充を行ってください。
- (3) 上記出展物に該当する書籍が新たに刊行された場合は、主催者に連絡の上、補充・交換を行って

ださい。

- (4) 書籍の配置・補充・交換については、出展者にて行っていただきます。

第7条（出展物の注文方法）

MEDiPlaza から来場者が書籍を注文する場合、以下の2つの方法で行うものとします。

(1) F A Xによる注文

MEDiPlaza に各出展者の書籍注文用紙を置き、来場者が注文用紙に記入し、出展者にF A Xすることで注文を行います。この場合、出展者はF A Xで注文できる用紙をご用意ください。

(2) インターネットによる注文

MEDiPlaza 内に各出展者のサイトをインターネットで結んだパソコンを用意し、そのパソコン上で出展物の注文を行います。主催者が用意するパソコンのブラウザ上に出展者の書籍注文サイトページをブックマークしてください。

第8条（出展申込）

- (1) 所定の申込用紙に必要事項を記入し、定められた出展申込先にご郵送もしくはご持参下さい。
- (2) 複数の企業が同一の棚に出展する場合、代表出展者1社が申込をはじめとする手続きや各種料金の支払などを一括して行うこととします。
- (3) 申込書の代表者は出展契約の成立について代表権のある者とします。また、代表者の捺印のない申込書は受け付けません。
- (4) 提出した申込書の記載事項に変更が発生した場合は、速やかに主催者に書面で通知し承諾を得てください。

第9条（出展申込の取消および中止）

出展申込後、出展者の都合による出展の取り止め、あるいは出展スペースの削減については、1ヵ月前までに書面の郵送またはF A Xにより、主催者に通知してください。

第10条（諸経費の負担）

出展物の輸送、搬出入、展示、撤去、その他、出展者の行為に属する費用ならびに、出展物等に対する損害賠償等の保険料は、すべて出展者の負担となります。

第11条（事故及び責任）

- (1) 主催者は主催者に重大な過失がある場合を除き、出展物の損傷、盗難その他出展物に関する一切の事故およびそれにより生じた一切の損害について、その責任を負いません。
- (2) 主催者の負担する損害賠償の限度額は一出展者あたり、展示書籍の代金とします。
- (3) 出展者は、出展物の故障等、出展物に関わるトラブルが起きた場合、主催者の求めに応じて、速やかに出展物のトラブル解決を行ってください。
- (4) 主催者は、出展物によって損害が生じた場合、損害賠償を請求することがあります。
- (5) 他の出展者等との紛争等が発生した場合は当事者同士で解決するものとし、主催者は一切関知しません。

第12条（禁止事項）

- (1) 本出展契約上の出展者としての地位又は権利の全部又は一部を、譲渡、売買をなし、又は転貸し、

あるいは担保に供することを禁止します。

- (2) 指定された場所以外の MEDiPlaza 内外部または周辺に看板、掲示板、広告標識等を無断で設置することを禁じます。但し、主催者が事前に承諾した場合はこの限りではありません。
- (3) 出展者が作成するあらゆる媒体において、主催者または MEDiPlaza の商標を無断で使用することを禁じます。但し、主催者が事前に承諾した場合はこの限りではありません。

第13条(不可抗力による営業の中止)

天災地変その他不可抗力と認める事情により、MEDiPlaza の営業が不可能となった場合、出展者が出展に際して要した費用その他の損害について、主催者は一切責任を負いません。

第14条(契約の解除)

主催者は、出展者が以下のいずれかに該当する場合、出展者に対して何等の催告なく、本出展契約を解除できるものとし、この場合、出展者は直ちに出品物を撤去するものとし、主催者が損害を被っているときは、出展者に対して損害賠償を請求します。また、出展者が契約の解除がなされて後、3日以内に出展物を撤去しない場合は、主催者は出品物を処分します。

- (1) 出展禁止物を出品し、または出品につき主催者の定める規定に従わない場合。
- (2) 解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、破産、民事再生、会社整理、会社更生の各申し立てがあった場合。
- (3) 手形、小切手につき不渡り処分を受けた場合または、著しい信用不安が生じたとき。
- (4) 公租公課につき滞納処分を受けたとき。
- (5) 著しく主催者の信用を失墜する事実があったとき。

第15条(管轄裁判所)

本出展契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、主催者の本社所在地における地方裁判所を第1審管轄裁判所とします。

第16条(出展規定の変更)

主催者は、出展者の承諾なく、1ヵ月前の通知をもって、本規定およびその細則の一部を変更することがあります。但し、これによって生じた出展者側の損害は補償しません。

< 附則 >

初版 2002年11月14日施行
改定 2004年7月1日
改定 2008年8月1日

以上